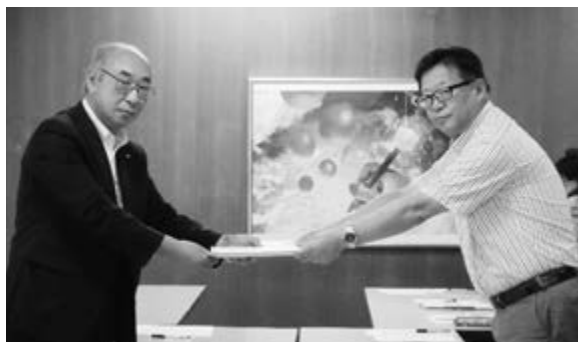


2018年度 県教育予算 要求交渉始まる



芹沢執行委員長から桐谷教育長へ要求書手交

芹沢執行委員長は、冒頭の挨拶で、「神奈川県教育委員会がすすめるインクルーシブ教育のとりくみをさらに進化させるため、県立高校に知的障害のある子どもたちへの積極的な入学をはかり、三校のパイロット校を指定し、先見性を持ったとりくみをされていることに心から敬意を表します。神奈川県教育委員会に対しこれから申し上げる二点について、これまでの積み上げをふまえ、先見性あるおとりくみをお願いしたい。」

一点目は、教職員の長時間勤務の解消について、ここ二〇年間学校現場の実態では長時間勤務の深刻さは、もう一刻も先延ばしにできないような状況ではない。長時間勤務の原因は、もちろん複合的ではあるが、学校長ならびに教職員自身の勤務時間認識の希薄さも大きく起因していると思っている。そのため、このままでは教職員の健康問題には最も大切な子どもたちの学習の保障にも影響が出かねない状況ではないか。まず、時間外の勤務時間管理の規制化を最優先にした学校現場における働き方改革をすすめていただきたい。文科省も部活動指導員や学校業務アシスタント、専科教員の増員など義務制に関わっての予算要求をしていくと説明をされている。神奈川県においても国の措置に対する三分の二負担が、県で発生することになるが、積極的な定数改善の仕上げを強くお願いしたい。

最後に、中学校における部活動の問題は、申し上げてきた課題の象徴的なものであると思っている。教職員や子どもの休養の確保と月曜日からの仕事や子どもたちの学習がスムーズに進行されるか懸念される。一点目の課題を含めて拙速な対応は避けねばならないと思っている。喫緊の課題であるにもかかわらず県立学校だけが直轄ということで先立つて対応されていくのではなく、ぜひとも服務監督権の問題もあるが、義務制の学校においても同時展開の課題解決となるようにおとりくみいただきたい。」と述べました。

続いて、政書書記長が重点要求の趣旨説明を行いました。冒頭、「教育施策の推進、諸課題の解決に当たっては、日常的な意見交換とともに、十分な情報提供、十分な協議をお願いしたい。」と述べた後、重点要求である二項目の中から、五項目について説明を行いました。

インクルーシブ教育については、「神奈川の支援教育の理念のもと、共生社会の実現にむけ、障害のあるなしにかかわらず、すべての子どもたちが同じ場でともに学び、ともに育つことは、今後の人づくりにとって大変重要である。学校で、児童生徒や保護者から合理的な配慮が求められたとき、教職員が適切な対応ができるよう、学校、市町村教委を支援する体制づくりもお願したい。」と要求しました。教員の勤務実態の改善については、「多忙化の状況は改善の兆しがなく、県教委のすすめる改善策は、限界にきているのではない。文科省の調査でも、ますます超過勤務が増加している実態が明らかになった。国においても『働き方改革』が提起され、県においても長時間労働の是正やワークライフバランスの実現を目的として、『働き方改革推進本部』が設置されたが、市町村立の学校には、全く県のとりくみが伝わっていない。教員が行う必要のない業務を明確にし、その業務が学校で行うことが必要なのであれば、その業務を行うスタッフを配置すべき。」と要求しました。さらに、学校現場の実態をふまえた子どもの貧困対策、再任用教職員、臨時的任用職員・非常勤職員の賃金改善、等について言及しました。

二〇一八年度教育予算編成にあたり、子どもたちに豊かな育ちと学びを保障する教育を実現するため、教育条件整備を要求

二〇一八年度神奈川県予算策定期にむけ、豊かな育ちと学びを保障する教育の実現をめざし、神教組「教育施策・教育予算要求」交渉が本格的に始まりました。八月二十八日に神教組執行部と地区教組代表の参加のもと、県教委に対して「二〇一八年度教育施策・教育予算要求総論交渉」を行い、芹沢執行委員長より桐谷教育長に要求書を手交しました。

この日の交渉は、今年度の二四六項目にわたる要求を、全体に関わる「重点要求」二二項目にまとめて行われました。（次頁に重点要求を掲載）

これに対し、桐谷教育長より「日ごろから教育の充実に尽力頂いていることに感謝している。要求書は現場実態の声として受け止める。県の予算だけを見てしまえば、今年度も歳入で歳出がまかなえない状況が見込まれ、昨年度と比べても厳しい。国と地方の税財源配分、構造的な問題であり、特に介護・医療そして教育関係の義務的な経費の伸びというのが、県の財政構造に相当影響を与えている。そういう中で、喫緊の課題に対しては、工夫して財源を確保し、来年度の予算編成にむけて検討していきたい。」

インクルーシブ教育については、現在三人の子どもの子どもたちが、県立高校三校で学んでいる。私も各学校長から報告をもらい、引き続きインクルーシブ教育をしっかりとすすめていくために何ができるのかということ真剣に考えながら、予算を確保していきたいと思っている。働き方改革については、県教委としてもさまざまなとりくみを行っているが、すべて成果があったのか難しい面もある。国も概算要求レベルで部活動指導員、事務のワークアシスタント等要求を出しているが、県教委では、県立高校の教員の勤務実態、同時に市町村教育委員会の協力を得て先生方の働き方の実情についてもしっかりと把握していきたい。その結果、働き方改革という視点からその実態をどのように捉えて、何をすればいいのかを市町村教委と県教委で話し合いながらすすめていく必要があると認識している。」との挨拶がありました。

総論交渉にのぞむ神教組執行部・地区教組代表

横浜市西区藤棚町
2-197神奈川県教職員組合
発行人 芹沢 秀行
編集責任 白井 千浪<http://www.ktu.or.jp>

No.722

2017. 9. 20

2018年度
県教育予算交渉各専門部
夏期研究集会・
学習会報告日教組関東ブロック
カリキュラム編成講座

第12回サマーセミナー

日教組関東ブロック
青年討論集会

2017年 8 月28日

平成30年度神奈川県教育施策・教育予算に関する要求書（重点項目）

神奈川県教職員組合 執行委員長 芹 沢 秀 行

私たちは、憲法・子どもの権利条約の理念にもとづく教育の充実・発展を求め、次のような教育施策・教育予算に関する諸要求を提起します。貴教育委員会におかれましては、教育の地方分権・民主的教育行政推進の観点から、県としての主体性を堅持し、これらの課題について、神教組と十分な協議を行われるよう求めます。そして、相互の信頼関係を深める中で、双方の合意にもとづき、それらを具体化されることを強く要請します。

1. 新学習指導要領により導入される教育内容については、学校を支援する観点から条件整備を行うこと。とりわけ、小学校における「外国語活動」「外国語科」の導入にあたり、教育内容や授業時数が増加することから、子どもたちへの豊かな教育の保障、教職員の負担軽減のために、より具体的な手だてを講じること。
2. 「共に学び共に育つ」ことをめざす神奈川の「支援教育」の理念を継承し、「インクルーシブな学校」の実現にむけ、全ての児童・生徒が地域の学校で学ぶことができるよう、人的配置の拡充等の条件整備をすすめること。
3. 障害者差別解消法の施行に伴い、合理的配慮の提供等についての条件整備をすすめること。また、法の具現化にむけ、リーフレットや事例集を作成し、教職員への研修の充実をはかること。
4. 給付型奨学金の創設や私立高等学校等生徒学費補助金を県外学校も対象にするなど、奨学金制度のさらなる充実をはかること。
5. 部活動のあり方については、子どもの発達段階や学校生活への影響、生涯学習・生涯スポーツの観点をふまえ、調査研究をすすめること。また、部活動支援員の配置促進にむけ、市町村ごとに格差が生じないよう県として予算措置を行うこと。
6. 義務教育の機会均等および水準を維持するため、義務教育費国庫負担制度の堅持、負担割合2分の1への復元を求めるとともに、教育予算の増額を政府・文部科学省・財務省・総務省等に引き続き強くはたらきかけること。学級編制標準については、小学校2年生から中学校3年生までの制度化された35人以下学級を早期に実現させ、義務標準改正法の趣旨をふまえ、財政措置を国に強くはたらきかけること。
7. 要保護児童・生徒に対する国庫補助費の引き上げとともに、準要保護に対する国庫補助費の復元を国にはたらきかけること。また、就学援助の自治体間格差の解消について、市町村、国にはたらきかけること。
8. 国の動向もふまえ、総労働時間短縮にむけた具体的な施策を講じること。特に、教職員の「働き方改革」については、市町村教委が実効ある施策にとりくむよう、県教委が必要な指導助言を行うこと。
9. 定年延長もふくめた高齢期の雇用制度については、国の動向をふまえ、十分な話し合いをもって検討すること。
10. 育児休業・介護休暇等の男性教職員の取得を促進するための施策をすすめること。
11. 事務職員の職務の特性及び、学校教育法の改正をふまえ、経験と「責任と権限」にもとづく給与体系を実現するとともに、賃金改善を次のとおり行うこと。

(1) 事務職員の6級・5級の職のあり方、職務権限の付与、補職名改正について検討し、中学校区を基礎とした「市町村立学校事務組織」について、地教行法の改正をふまえ、具体的整備の推進にむけ、市町村教委にはたらきかけること。

(2) 6級・5級の定数を大幅に拡大すること。
12. 再任用職員・臨時的任用職員・非常勤職員の処遇改善をはかること。特に、事務職員の臨時的任用職員・非常勤職員の賃金改善等をすすめること。

無料

退職予定者向けセミナー

あんしん むすぶ 教職員共済

のご案内です♪

退職に関して、疑問な点や、不安な点はありませんか？

公的年金は何歳からもらえるのかな？

退職した後 社会保険の手続きは？

退職手当は 確定申告必要？

保障の見直し どうやるの？

資料請求、お問い合わせは こちらまでお気軽に♪

講演 『 退職後のライフプランを考えよう 』

1級ファイナンシャル・プランニング技能士資格を持つ講師が、退職後の公的年金、社会保険、保障の見直し、退職手当の運用まで、わかりにくい内容も、丁寧にわかりやすくご説明いたします！

開催日程・場所

ご好評のセミナーのため、急速、1月開催を実施することになりました！

2018年1月6日(土) 10時00分 ～ 神奈川県教育会館 4階ホール

※参加ご希望の方は、12月1日(金)までに、FAXか郵送で参加申込書をお送りください。(当日消印有効)
※定員になり次第、締切になります。その場合は、ご容赦ください。

2017年度
各専門部

夏期研究集会・学習会報告

女性部・両性研

二〇一七

「母と女性教職員の会」全国集会

二〇一七「母と女性教職員の会」全国集会が八月一日、二日に、かつしかシンフォニーヒルズ・日本教育会館・連合会館で開催されました。「子どもたちに平和な未来を、護ろう憲法 守ろうこころの自由」のテーマのもと、一日目に全体会、二日目に分科会が行われました。

と家庭教育支援法をめぐって」と題して、山口智美さん（モンタナ州立大学）の講演がありました。憲法九条の改憲問題は注目されていますが、二十四条の改憲はあまり知られていません。自民党改憲草案では、家族のあり方や家庭教育、個人のプライバシーに国が介入し、国にとって都合の良い個人にさせられる可能性のあることを知りま

した。憲法「改正」は絶対にしてはならないと思いを強くし、社会に発信すること。後半には、李政美さん（いじんみ）の歌とトークがありました。心に染みとおる深く透明な歌声に心が洗われ、この素晴らしい集会にふさわしい内容でした。

分科会では、神奈川の教職員が第一四分科会「女性労働」で、「女性も男性もワーク・ライフ・バランスの実現をめざして」という問題提起をしました。そのほかに一五の分科会に分かれ問題提起をもとに意見交流し、活発な話し合いが行われました。

午後からは、「ジェンダー平等教育をすすめるよう知る・気づく・動く」というテーマで、打越さくらさん（弁護士）、小倉祐輔さん（NPO法人スマイルひろば）、野田美佐子さん（福岡県教協）、則松佳子さん（日教組）によるシンポジウムが行われました。それぞれの立場でかわる子どもたちの現状とジェンダー、性の教育などについて意見が交わされました。性にかかわることで悩んでいる子どもたちが、不用意な言葉で傷ついたり、社会に出られなくなってしまうという現実があるということを知りました。また、参加者が、こうした

の職場でのとりくみに活かし、教研活動を通して実践を交流することを確認しました。

二日目は、四つの分科会で活発な意見交換が行われました。第三分科会「男子、男性」としてのジェンダー平等教育「分科会では、高校での授業実践の報告を受け、教育現場で、どのように男女の平等やジェンダーについての指導を行っているか、グループに分かれて交流をしました。全国から集まっている組合員と

意見进行交流し、悩みを共有できた有意義な時間でした。この他に、第一分科会「ジェンダー平等教育」性の多様性への理解を広げる、第二分科会「働き方改革とジェンダー」、第四分科会「子どもへの性的虐待」学校現場ができること」において活発な討議が行われました。

横浜市教組 女性部

中村 有希

第六四回関東地区

「母と女性教職員の会」

八月六日・七日、「第六四

回

関東地区母と女性教職員の会」が、「子どもたちに平和で平等な未来を、いかそう憲法・子どもの権利条約」をテーマに甲府市で開催されま

した。一日目は分科会が行われ、神奈川の教職員から第六分科会「自立と共生の教育」で「生きる力につながる『いのち』の教育」の実践を話題提起し、

「いのち」の教育の必要性や参加者それぞれの実践等について意見交流をしました。「性の多様性」や「配慮」といったとらええも必要ない社会をめざし、正しい認識を持た

せるための日々の実践の大切さについて、など活発な討議が行われました。また、第三分科会「中・高校生」では、横浜の保護者から「がんばるを支えたい」部活ごはん・受験ご



部長 鋤持 ゆか

二〇一七年度
「両性の自立と平等をめざす
教育研究会」

八月三日・四日に二〇一七

年度日教組「両性の自立と平

等をめざす教育研究会」が、



はん・〇〇

事務職員部

「ごはん」という提起をしました。

二日目の全体会では、童謡歌手の井上かおりさんによる記念講演「音楽を通してゆたかな心をはぐくむ」歌声にのせて願うこと」が行われました。かおりさんの澄んだ歌

声は、「興味あるものを伸ばし感性を育てる」というご両親の方針と「困難にぶつかっても周囲が守ってくれていたからこそ打ち込めた」というかおりさんの思いに支えられているものです。「それぞれに思いをもつ私たちだからこ

そ伝えられる心がある」という言葉に、私たちも心を揺さぶられながら、今、子どもたち何ができるかを改めて考える機会となりました。

中地区教組 女性部
部長 富永 香苗

第五八次日教組

全国学校事務研究集会

七月二十九日～三〇日、「第五八次日教組全国学校事務研究集会」が茨城県水戸市において開催され、全国から約七〇〇人、神教組からは四一人が参加しました。本次集会は、「持続可能な社会をめざし、子ども・地域の新たな未来を見つめる学校事務の実現を」をメイン

テーマに掲げ、二日間にわたる熱い論議が交わされました。

一日目の全体会では、基調報告、中央情勢報告の後、「緩帳はあがつ



た、されどもっと光を――」つかさどる」ことの意味と意義――という演題で、木岡一明さん(名城大学)より、学校教育法の改正により学校事務職員の職務規定が「従事する」から「つかさどる」にかわったことについて、講演があり

ました。午後から二日目にかけては、各分科会で討議が行われ、第六分科会では、神奈川から「西湘地区の事務組織の現状と課題」をレポート発表しました。また、神奈川からの参加者は各分科会において積極的に討議の加わり、全国の仲間と交流を深めました。二日間の日程を通じ、全国のさまざまな状況を知ることができました。

今後、さらに実践や研究を深めていくとともに、今次集会で学んだことを、事務職員制度確立にむけたとりくみに生かしていくことが重要です。私たちは、日常の実践を積み重ね、今回の法改正により、より主体的に学校経営にかかわっていくことが重要であると認識を深めました。

事務職員部
部長 中野 一泰

養護教員部

神教組養護教員部 全県学習会

八月三日に全県学習会を開催し、各地区より一七二人が参加しました。

前半に二〇一六年度職務内容検討委員会より「養護教諭の職務(定期健康診断)について」の調査研究報告があり

ました。健康診断を、校内の協力体制等の組織的な視点や、子どもの健康教育につながる教育的な視点で調査されました。さらに、健康診断にかかわる業務が、二〇一四年度の同委員会の調査結果では時間的にも精神的にも最も多忙を感じる業務としてあげら

れていたことや、学校保健安全法施行規則の一部改正が二〇一六年四月より施行されたことも背景に、多忙感の観点も含めてとりくまれた研究報告でした。

学校規模、養護教諭の配置、校種、経験年数別に結果が分析され、これらと協力体制の関係や、健康教育のとりくみとの関係、また、協力体制と多忙感の関係が明らかにになりました。よりよい健康診断をめざすためには、校内外での協力体制と課題意識の共有、人的配置の充実、養護教諭の

専門性の向上などが重要である、とまとめられていました。今後も、職務内容検討委員会を通して、各地区で情報共有しながら、専門性の向上と職務確立にむけてとりくんでいかなければならないことを感じました。

後半は、国士館大学准教授の鈴木裕子さんをお迎えし「チーム学校における養護教諭の役割」についての講演会でした。「学校保健について養護教諭が校内へ発信していくことが大切、しっかりと伝えることで協力体制をつくる

ことができる」とのお話を聞き、勇気をいただきました。

た。教員の定数改善がなかなか実現しないことや、「子どもたちのため」という思いから多忙がすすんでしまう養護教諭の現状などのお話がありま

した。参加者同士で情報交換を行いながら、チーム学校の考え方を元に、養護教諭の役割についてそれぞれが考える良い機会となりました。



養護教員部
副部長 渡部 有紀

神教組養護教員部

拡大代表者学習会

八月七日に拡大代表者学習会を開催し、各地区役員三十六人の参加がありました。午前中は、日教組養護教員部研究集会(日養研)と地区課題等の報告でした。日養研は七月二八日～三〇日に群馬県安中市で開催されました。草津町の重監房資料館主任学芸員の北原 誠さんによる記念講演「ハンセン病の歴史と人権」

では、人々の無理解により、長い間差別され、人権を侵害

されてきたハンセン病の歴史を知りました。五つの分科会・講座では、運動器検診、集団フッ素洗口、色覚検査、ピロリ菌検査、健康診断結果のビッグデータ化など、子どもの人権や健康と安全を守る上での、さまざまな課題があげられました。次に各地区から、地区の現状や課題、とりくみについての報告があり、定数改善、ピロリ菌検査、宿泊や校外行事の医療職派遣、組織

拡大等について活発な意見交換を行いました。

午後は、講師に元神教組養護教員部長の宮澤妙子さんをお迎えし、「養護教員部の歴史とこれから」養護教諭として、養護教員部として」というテーマで、人事評価や総括教諭の導入、研修制度の改正などに対して養護教員部がどうとりくんだか等を中心し、運動の歴史をうかがいました。専門職として声を出し続



障害児教育部

けることや、組織率を高めとも運動していくことが重要であること、さらに養護教員部運動が養護教諭の未来につながるという、力強いお話でした。その後、改めて今の課

題ととりくみについて、各地区内で話し合いました。

養護教員部がより結束して運動をすすめていくために、各地区の情報共有を大切にするとともに、組織拡大にむけ

てのとりくみをさらに推進する必要性を感じました。

養護教員部

副部長 大澤 光子

二〇一七年度

日教組東北ブロック

障がい児教育学習会

七月二十九日～三〇日に秋田県で日教組東北ブロック障がい児教育学習会が開催され、神奈川から一〇人が参加しました。記念講演では、元内閣府障害者制度改革担当室政策企画調査官の南館こずえさん

から、「障害者差別解消法施行から一年 現状と課題」という演題で、障害のある方を取りまく社会や教育の現状をユーモアも交えながら話をしていたいただきました。障害者制度改革や障害者差別解消法

へのとりくみについて具体的な事例も挙げながら、「合理的配慮」についてどのように考えてとりくんでいけばよいかわかりやすく話してくださいました。その後、第一分科会「就学、そして共生・共育」、第二分科会「卒業、地域で生きる」、第三分科会「寄宿舎のとりくみ」に分かれて

討論し、それぞれの課題にしっかりと向き合い、とりくんでいくことを確認しました。障害者差別解消法が施行され、各自治体や学校でのとりくみがクローズアップされます。日教組インクルーシブ教育推進委員会が出された「インクルーシブのつぼみ」も活用しながら、理念を実践に高めていくことが大切です。

障害児教育部

副部長 阪元 秀一



栄養教職員部

第二九回 日教組栄養教職員研究集会

七月二十九日～三〇日、東京で「子どもたちの豊かな未来のために」をテーマに、第二九回日教組栄養教職員研究集会が開催されました。

全体会では、福山隆志日教組栄養教職員部長から、栄養教職員を取りまく情勢、食教育の推進、学校給食の改善や労働条件の改善などの課題は、全教職員・教育行政、社会全体の課題であり、ともに運動をすすめていくことが大切であるとの基調提案がありました。

その後、三分科会に分かれ、各県からの報告をもとに討議が行われました。

第一分科会「食教育の充実」では、山形県「地域と育む郷土愛」、山梨県「食に関する年間指導計画に沿った指導案の作成及び実践」、第二分科会「学校給食の改善」では、広島県「地場産物を活用し、地域・行政とともにとりくむ」、熊本県「熊本地震からわかった給食運営の問題点」、第三分科会「職務内容の確立、労働条件の改善」では、三重県「栄養教諭制度についてのとりくみ」、兵庫県「共同調理場勤務の栄養教職員の労働条件改善にむけて」と、それぞれ特色あるとりくみが報告され、活発な討議が行われま

した。

二日目は、講師に神山美智子さん（弁護士、食の安全・監視市民委員会代表）を迎え、「現代社会における、子どもと食の課題とその解決について」と題し、身近な食品や日用品の安全性について、消費者の立場に寄り添った多岐にわたる内容で、講演がありました。

子どもたちの豊かな未来のために、私たち一人ひとりが食の課題の解決にむけて、どのように運動をすすめていけばよいのか、学習を深める機会となりました。

神教組 栄養教職員部

副部長 下田 真由美

日教組障教ネットに登録してみませんか？

障教ネットとは、「障害のある教職員ネットワーク」の略称です。

2014年3月に結成し、今年で4年目をむかえています。登録者数は26単組79人（2017年3月時点）で、声をかけあって年々仲間を増やしています。仕事上の悩みごとがあったら、一人で抱え込まず、障害当事者が互いの状況を知り合い、つながりやを深めていきながら、一緒に解決できるようにとりくんでいきましょう。また全国の情報共有し、声を束ねて運動をすすめるためには、ネットワークを拡大していくことはとても大切です。障害者差別解消法、改正障害者雇用促進法を生きた法律にするために、あなたもぜひ、障教ネットでともにとりくんでいきましょう！



みんなが働きやすい職場に！

目的

- 障害のある教職員のニーズを把握し、労働条件に関する情報や課題等を共有する。
- 障害のある教職員の雇用拡大、合理的配慮措置の推進をはかり、障害のある教職員が働きやすい職場環境を整備する。
- 障害のある教職員を組織化し、インクルーシブな職場づくりをめざす。

対象の方

- 障害者手帳を取得している教職員。
 - 障害者手帳を取得していないが、難病等機能障害があり、日常生活に相当の制限を受ける状態にある教職員。
- ※日教組（＝神教組）の組合員であることが原則です。
ただし障教ネット登録と同時に組合に加入する場合は登録できます。

※お申し込みや詳細については、地区教組へお問い合わせください。



第29回日教組関東ブロック カリキュラム編成講座 in 神奈川

第29回日教組関東ブロック「カリキュラム編成講座」が、8月19日～20日、横浜市で開催され、関東ブロック12単組176人の参加があり、神教組からは43人が参加しました。

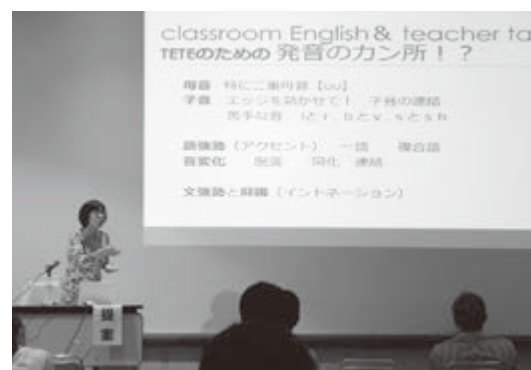
1日目の全体会では、澤田稔さん（上智大学）から「学習指導要領の問題点と可能性—ゆたかな学びを創造するには—」をテーマに講演がありました。参加者からは、「新学習指導要領についてどのように考えていくのが良いか分かった。いろいろな視点から見て考えることの大切さを改めて感じた。今後の実践に生かしていきたい。」等の感想が多く寄せられました。

午後からは、「学力」「外国語教育」「人権教育」の3つの分科会に分かれて、各都県からの実践報告をもとに協議・意見交換を行いました。

それぞれの分科会において、善元幸夫さん（東京学芸大学）、室井美稚子さん（清泉女学院大学）、手島純さん（星槎大学）を講師に招き、グループ討議も取り入れて、積極的な意見交換が行われました。

分科会参加者からは、「学力とは何なのか真剣に考えることができ、悩みや新しい事柄への思いや考え等を共有することができた」「不安要素の多い外国語教育であったが先進校のとりくみを伺い、どのような準備をすすめていけばよいのかヒントをいただいた」「人権教育について研修する機会があまりなかったので、さまざまな事例について考察し、改めて差別の現状を理解することができた」等の感想が寄せられました。

次期学習指導要領が公表されましたが、これまで以上に子どもたちを目標達成にむけて追い立てることにならないよう、子どもの実態から出発する授業をすすめていく必要があります。「子どもが主体となる豊かな学び」の教育実践、子ども・地域の実態に応じたカリキュラムの編成にむけて、とりくみをすすめていくことが重要です。



第58回日教組関東ブロック青年討論集会

語り合い 学び合い 高め合おう！
～未来を担う子どもたちのために～

7月28日～30日、茨城県つくば市にて、第58回日教組関東ブロック青年討論集会が開催され、関東各都県より104人の青年教職員が結集しました。神教組からは15人が参加し、他都県からの参加者と交流を深めました。

1日目には、開催県茨城に戦時中あった予科練と特攻兵器「桜花」を題材とした映画「サクラ花～桜花最後の特攻～」の上映と、映画監督の松村克弥さんより作品に込められた平和への思いをお話いただきました。2日目は、フィールドワークとして、予科練平和記念館などを訪れました。予科練平和記念館には、「特攻」に参加した若者の日記や遺品などが数多く残され、現地に残る戦跡から平和の大切さを学びました。2日目と3日目には、4つの分科会が行われました。それぞれの参加者の地域でのとりくみと課題について意見交流・情報交換が行われ、議論を通して学習を深めました。

今後も神教組は、各都県の仲間とともに学び、地区教組間の交流を通して、青年教職員のとりくみを強化していきます。



2017年度第12回神教組サマーセミナー

8月26日～27日、箱根の公立学校共済組合保養所「ひめしゃら」にて、経験年数の少ない組合役員を対象とした「2017年度第12回神教組サマーセミナー」を開催しました。

午前中の講演会では、日教組中央執行委員の倉田亨さんより「学校現場にも働き方改革の風を」と題した講演があり、長時間労働是正にむけた日教組のとりくみや課題について学びました。午後は、7つの分科会に分かれて学習し、意見交換を通して教職員組合運動についての学習を深めました。

（参加者の感想から）

- 働き方改革の流れや日教組のとりくみが分かってよかったです。世論が味方の今の風をとらえて、一気に改革がすすめばいいと思います。働き方をどうするのか、合意をつくることは難しいかもしれませんが、12月の提言がどのようなものになるのか楽しみです。
- 「子どものために」と思うと、あれもこれもやってあげたいという気持ちから、つい学校で作業をしてしまいがちです。どれも大事なことです。何かを変えなければ私たちの長時間労働は改善されないことは分かっています。子どもたちが夢を持てるように、私たち教職員も夢を持って働ける職場をぜひつくってきたいと感じました。
- インクルーシブ教育という言葉を知ると「障害者の方々への配慮」と考えようと思いますが、「障害」の有無にかかわらずすべての人々が生きやすい社会をつくっていくために必要な教育だと改めて感じました。他地区の状況や課題について情報共有し、話し合えたことでとても有意義な時間となりました。
- 今日はさまざまな地区の方と意見交換ができてとても有意義でした。7つの分科会それぞれでとても身のつまった報告が聞けたので、資料を見てさらに勉強したいと思いました。執行委員として組合の結束に力を注ぎ、子どもたちのためにより良い環境を獲得できるよう尽力していきます。



講師 倉田 亨さん(日教組中央執行委員)



第4分科会 教職員の働き方改革について